

薬物乱用は

ダメゼツタイ

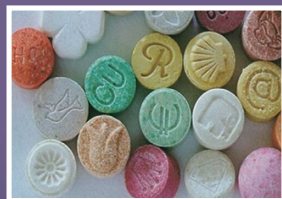


🔍 薬物乱用とは？

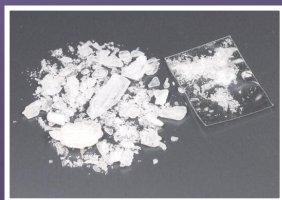
A. 決められたルールを守らないで使用することであり、**一度使っただけ**で乱用になります。**所持だけでも犯罪**となり、大量摂取すると**命を失う**場合があります。



乾燥大麻



MDMA



覚醒剤

乱用される
違法薬物の例



危険ドラッグ

<大麻加工品>

近年は大麻から特定成分を抽出した「大麻リキッド」や「大麻ワックス」など新しいタイプの加工品の摘発が増加しています。



大麻リキッド



大麻ワックス

<大麻含有食品>

海外でお土産として売られているチョコレートやクッキー、キャンディ等の中に大麻が含まれていることがあるため、お土産品にも注意が必要です。

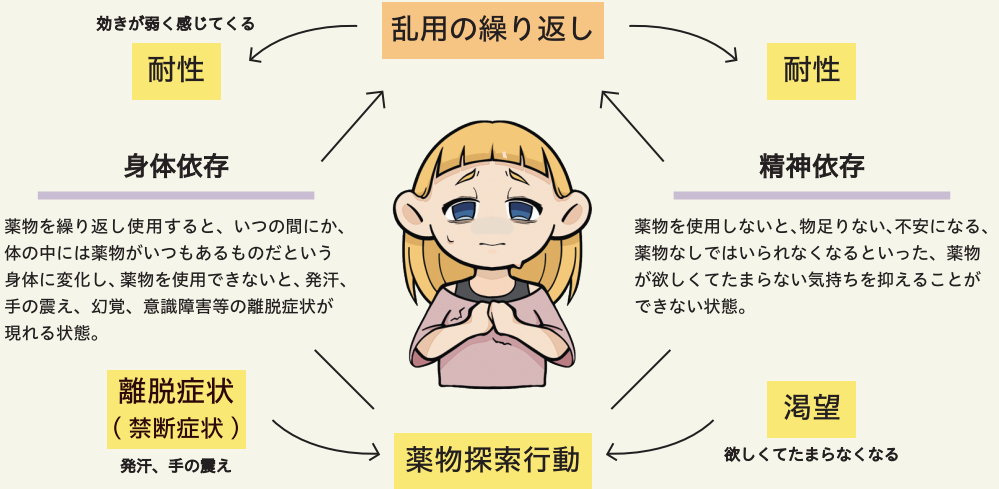


大麻チョコレート



大麻クッキー

薬物乱用の悪循環とは？



フラッシュバック

薬物乱用をやめ、普通の生活に戻ったとしても、
ささいなストレスや飲酒などによって、突然、
幻覚・妄想などが再燃してしまう現象です。

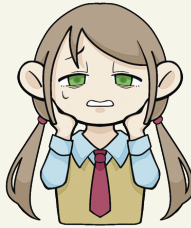


薬物乱用による影響



幻覚・妄想
血圧上昇
静脈炎
疲労感
倦怠感
高い依存性等

覚醒剤



知覚変容
(聴覚、触覚)
短期記憶障害
運動失調
判断力低下
心不全等

大麻



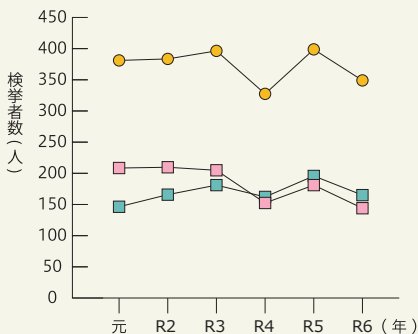
睡眠障害
脳卒中
けいれん
記憶障害
高血圧
心不全
肝機能不全等

MDMA

静岡県の薬物乱用の現状は？

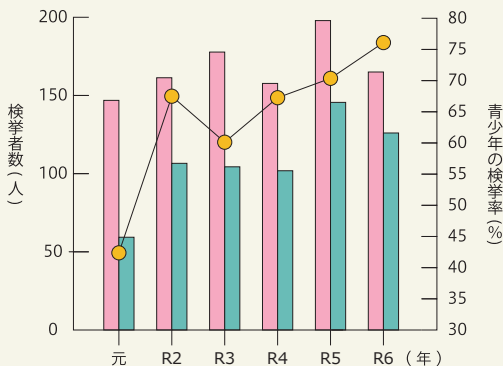
薬物事犯の検挙者数の推移

●：薬物事犯全体 ■：覚醒剤 ■：大麻



大麻検挙者の推移

●：青少年検挙率(%) ■：検挙者数 ■：青少年検挙者数



令和4年から3年連続で**大麻検挙者数**が**覚醒剤検挙者数**より**多い**状況にあります。



大麻事犯全体の検挙者数に占める10・20歳代(青少年)の割合は**76.4%**、**初犯率も71.5%**と高くなっています。

いま、注意が必要なのは「**大麻**」です！



ゲートウェイ・ドラッグと呼ばれています

覚醒剤や麻薬など、より危険な薬物を使用するきっかけになると指摘されています。**1回でも使用してはいけません。**

誤った情報が氾濫しています

「大麻は身体への悪影響はない」、「タバコより安全」、「依存性がない」、「海外で合法だから安全」など、間違った情報に惑わされないで！



SNSでの誘いに注意しましょう

近年、密売の手段として拡大しているのがSNSです。SNSを通じて売人と関わることは危険です。そのような投稿を見つけても誘いに乗らないで！

主な法律の規制 (令和7年 10 月末時点)

薬物		所持、譲渡・譲受、施用・使用	法律
麻薬	ヘロイン	非営利犯：10 年以下の拘禁刑 営利犯：1 年以上の有期拘禁刑、情状により 500 万円以下の罰金を併科	麻薬及び向精神薬取締法
	大麻	非営利犯：7 年以下の拘禁刑 営利犯：1 年以上 10 年以下の拘禁刑、情状により 300 万円以下の罰金を併科	
	その他の麻薬	非営利犯：10 年以下の拘禁刑 営利犯：1 年以上の有期拘禁刑、情状により 500 万円以下の罰金を併科	
覚醒剤		非営利犯：10 年以下の拘禁刑 営利犯：1 年以上の有期拘禁刑、情状により 500 万円以下の罰金を併科	覚醒剤取締法
指定薬物		3 年以下の拘禁刑若しくは 300 万円以下の罰金、又は併科 (業として行った場合：5 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金、又は併科)	医薬品医療機器等法
薬物	態様	栽培	法律
大麻		非営利犯：1 年以上 10 年以下の拘禁刑 営利犯：1 年以上の有期拘禁刑、情状により 500 万円以下の罰金を併科	大麻草の栽培の規制に関する法律
麻薬原料植物			麻薬及び向精神薬取締法

大麻等[※]の使用が禁止されました！

※大麻及びその有害成分である THC (テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分)

- 「大麻取締法」及び「麻薬及び向精神薬取締法」の一部が改正され、大麻等が「麻薬及び向精神薬取締法」における「麻薬」に位置付けられました。
- これにより、既に禁止されている「譲渡・譲受」や「所持」に加え、大麻等の「施用（使用）」も禁止されました。

過量服薬(オーバードーズ)は大変危険です！

- 市販薬を一度に大量に服用する、オーバードーズと呼ばれる行為が、近年一部の青少年の間で広がっています[※]。危険な行為なので、絶対にしてはいけません。
- 市販薬には様々な成分が含まれており、オーバードーズすることでその中のいくつかの成分が致死量を超えてしまうこともあります。また、様々な成分による複合的な作用により、中毒症状の治療が困難になることもあり、大変危険です。カフェインを多く含むドリンクと混ぜて飲む行為は、さらに危険です。
- 法律によって承認された医薬品は、病気やけがの治療を目的としていて、その取扱いや使用目的・方法には、明確なルールが定められていますのでそれ以外で使用すれば乱用となります。
- 医薬品は用法用量を守り、適切に使用しましょう。



出典元：厚生労働省

※【オーバードーズの背景】

10 代・20 代の若い世代を中心にオーバードーズが増加しており、従来の違法薬物と比較して、女性が多く、非行歴が少ないなどの特徴があるとされています。

背景には、家庭や学校等で感じている「つらい気持ち」があり、それを和らげるために市販薬に頼ってしまうことが考えられます。

いじめや虐待、親との関係が悪い、学校での孤立など、オーバードーズの裏には深刻な問題が潜んでいる場合があります。

薬物乱用から身を守るために

普段の心がけ

●薬物の恐ろしさを正しく知ろう！

- ★薬物乱用は犯罪であることをしっかり認識
- ★誘われても「ダメ」と断る勇氣
- ★「1回くらいなら大丈夫」「自分だけは大丈夫」といった考えは絶対に持たない
- ★家庭や社会にはかり知れない弊害を及ぼすことを正しく知ること
(薬物乱用は、決して個人の自由ではありません！)

●家族の役割がとても大切！

- ★子供を孤立させない、また過度の放任主義にならない
- ★子供のご機嫌取りはしない
- ★社会の一員であることを認識させる
- ★「自分の子供だけは大丈夫」といった過信に注意
- ★思春期の心身の変化を理解する



誘いの手口

やせてきれいになるよ

みんなやってるよ

ちょっとだけためしてみない

ただの栄養剤だよ

面白いことがあるんだけど

お金はこの次でもいいよ

1回だけなら平気さ、いつでもやめられるよ

薬物乱用について相談したい

「ささいなことでも 通報・相談」

薬物乱用通報・相談窓口 054-221-3317

ささいな

公共の相談窓口		連絡先
薬物相談窓口	静岡県健康福祉部薬事課	054-221-2413 E-mail:yakuji@pref.shizuoka.lg.jp
依存相談	静岡県精神保健福祉センター	054-286-9245(予約)
ハロー電話「ともしび」 (小学生から18歳までの方とその保護者)	静岡県総合教育センター	055-931-8686(東部地区)
		054-289-8686(中部地区)
		0537-24-8686(西部地区)
県警ふれあい相談室	静岡県警察本部	054-254-9110
県警少年サポートセンター (少年相談窓口)		各地区の連絡先一覧
●東海北陸厚生局麻薬取締部(052-961-7000)、最寄りの警察署、健康福祉センター(保健所)、薬局又は静岡県薬物乱用防止指導員も相談に応じています。		
民間の相談窓口		連絡先
静岡ダルク	薬物依存症回復支援施設	055-978-7750
スルガダルク		054-283-1925
浜松ダルク		053-555-2894
薬物問題を抱える家族をサポートするグループ「ドムクス」		090-3432-5626
薬物依存症を考える家族の会「ピリープ」		090-1285-0474



いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

生きがいと健康づくり
イメージキャラクター「ちゃっぴー」



←携帯でQRコードを読み取ると薬事課メールアドレスが表示されます。

静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課
TEL 054-221-2413 FAX 054-221-2199